

1 公務員給与関係

第1表 公務員の適用俸給表別人員，平均年齢，平均経験年数

(平成16年国家公務員給与等実態調査)

区分 俸給表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
	人	歳	年
全俸給表	290,609	40.9	19.8
行政職俸給表(一)	170,652	40.2	19.0
行政職俸給表(二)	6,188	47.9	27.2
専門行政職俸給表	7,745	41.7	19.9
税務職俸給表	53,409	41.4	21.1
公安職俸給表(一)	19,680	42.2	21.0
公安職俸給表(二)	22,367	41.2	19.9
海事職俸給表(一)	222	44.3	23.4
海事職俸給表(二)	414	42.6	24.6
教育職俸給表(一)	126	46.2	22.3
教育職俸給表(四)	121	45.4	21.2
研究職俸給表	1,747	43.6	19.3
医療職俸給表(一)	1,312	45.0	19.1
医療職俸給表(二)	961	42.0	18.8
医療職俸給表(三)	4,441	37.2	14.7
福祉職俸給表	262	40.1	16.7
指定職俸給表	805	54.6	30.9
特定任期付職員俸給表	113	39.3	-
第一号任期付研究員俸給表	11	40.4	-
第二号任期付研究員俸給表	33	33.1	-

(注) 1 新規採用者(7,167人)，再任用職員，在外公館に勤務する職員等は含まれていない。(以下，第8表までについて同じ。)

2 全俸給表欄の平均経験年数には，特定任期付職員及び任期付研究員は含まれていない。

3 特定任期付職員俸給表とは，「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」第7条に定めるものを，第一号任期付研究員俸給表及び第二号任期付研究員俸給表とは，それぞれ「一般職の任期付研究員の採用，給与及び勤務時間の特例に関する法律」第6条第1項及び第2項に定める俸給表をいう。(以下，第2表及び第8表について同じ。)

4 教育職俸給表(二)及び教育職俸給表(三)は，適用者がいないため記載していない。(以下，第2表及び第8表について同じ。)

第2表 公務員の適用俸給表別，学歴別，性別人員構成比

(平成16年国家公務員給与等実態調査)

区分 俸給表	計	学歴別人員構成比					性別人員構成比	
		大学卒	大学院修了	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
全俸給表	100.0	42.0	3.2	13.6	43.5	0.8	85.0	15.0
行政職俸給表(一)	100.0	44.7	3.3	12.6	42.6	0.1	84.7	15.3
行政職俸給表(二)	100.0	4.3	-	6.0	67.0	22.7	70.5	29.5
専門行政職俸給表	100.0	45.4	14.1	37.7	16.7	0.2	88.6	11.4
税務職俸給表	100.0	36.5	0.5	4.2	59.3	0.0	87.3	12.7
公安職俸給表(一)	100.0	43.8	0.6	5.3	49.6	1.3	94.7	5.3
公安職俸給表(二)	100.0	39.1	1.6	31.5	27.5	1.8	91.2	8.8
海事職俸給表(一)	100.0	34.7	-	23.0	29.3	13.1	99.1	0.9
海事職俸給表(二)	100.0	1.0	-	14.0	59.9	25.1	99.3	0.7
教育職俸給表(一)	100.0	85.7	49.2	14.3	-	-	75.4	24.6
教育職俸給表(四)	100.0	65.3	5.8	31.4	3.3	-	85.1	14.9
研究職俸給表	100.0	96.2	68.4	1.3	2.4	0.1	84.9	15.1
医療職俸給表(一)	100.0	100.0	22.2	-	-	-	87.6	12.4
医療職俸給表(二)	100.0	38.0	3.2	60.4	1.4	0.3	70.8	29.2
医療職俸給表(三)	100.0	10.3	0.3	80.8	8.8	-	6.7	93.3
福祉職俸給表	100.0	80.2	2.7	13.4	6.1	0.4	59.5	40.5
指定職俸給表	100.0	99.1	13.4	-	0.7	0.1	99.0	1.0
特定任期付職員俸給表	100.0	99.1	16.8	-	0.9	-	90.3	9.7
第一号任期付研究員俸給表	100.0	100.0	81.8	-	-	-	81.8	18.2
第二号任期付研究員俸給表	100.0	100.0	100.0	-	-	-	75.8	24.2

(注) 1 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を，短大卒には高等専門学校卒業者を含む。
2 構成比は，それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

第3表 公務員の平均給与月額

その1 給与種目別平均給与月額

(国家公務員給与等実態調査)

区分 給与種目	行政職俸給表(一)適用職員		全 職 員	
	平成16年	平成15年	平成16年	平成15年
	円	円	円	円
俸 給	327,555	327,623	344,775	359,098
扶 養 手 当	12,232	12,240	12,940	12,352
調 整 手 当	21,962	20,642	23,276	20,728
小計(基準内給与)	361,749	360,505	380,991	392,178
住 居 手 当	3,312	3,698	3,178	4,354
通 勤 手 当	12,520	12,894	12,058	10,928
そ の 他	3,532	3,718	4,175	6,562
合 計	381,113	380,815	400,402	414,022

- (注) 1 俸給には、俸給の調整額及び教職調整額を含む。
 2 調整手当には、異動保障によるもの、研究員調整手当及び暫定筑波研究学園都市移転手当を含む。
 3 その他は、初任給調整手当、特地勤務手当等である。
 4 行政職俸給表(一)5級以下の職員(平均年齢33.6歳)の平成16年における平均基準内給与月額は、285,126円(俸給262,201円、扶養手当8,015円、調整手当14,910円)となっている。
 5 平成16年の平均給与月額は寒冷地手当の見直しを含まない場合、行政職俸給表(一)適用職員ではその他3,778円、合計381,359円、全職員ではその他4,395円、合計400,622円となる。

その2 行政職俸給表(一)の組織区分別平均給与月額、平均年齢

(平成16年国家公務員給与等実態調査)

本 府 省		管 区 機 関		府 県 単 位 機 関		その他の地方支分部局		施設等機関等	
平均給与月額	平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額	平均年齢
円	歳	円	歳	円	歳	円	歳	円	歳
417,822	39.1	398,455	41.1	384,822	42.2	358,605	39.6	355,706	38.2

- (注) 1 平均給与月額とは、上表に掲げる給与種目の合計額である。(各区分の平均給与月額は、上表の381,113円の内訳である。下表について同じ。)
 2 管区機関とは、管区警察局、地方厚生局、地方農政局等の数府県の地域を管轄区域とする機関、府県単位機関とは、地方方法務局、都道府県労働局等の1府県の地域を管轄区域とする機関、その他の地方支分部局とは、管区機関、府県単位機関以外のものをいい、施設等機関等とは、刑務所等の機関をいう。

その3 行政職俸給表(一)の地域区分別平均給与月額、平均年齢

(平成16年国家公務員給与等実態調査)

北 海 道		東 北		関 東 甲 信 越		う ち 東 京 都		う ち 東 京 都 以 外	
平均給与月額	平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額	平均年齢
円	歳	円	歳	円	歳	円	歳	円	歳
355,331	39.7	368,959	40.6	393,933	39.5	407,325	39.0	372,255	40.4
中 部		近 畿		中 国		四 国		九 州 ・ 沖 縄	
平均給与月額	平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額	平均年齢
円	歳	円	歳	円	歳	円	歳	円	歳
378,319	40.8	384,703	40.4	365,755	40.7	365,958	41.5	370,964	41.0

- (注) 地域区分のうち、東北とは、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県を、関東甲信越とは、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県を、中部とは、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県を、近畿とは、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県を、中国とは、鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県をいう。

第4表 公務員の扶養親族数別人員

(平成16年国家公務員給与等実態調査)

区分 扶養親族数	該当職員数	うち	うち	うち
		扶養親族である 配偶者を有する者	扶養親族である子 を有する者	配偶者・子以外の 扶養親族を有する者
	人	人	人	人
1 人	50,259	32,767	13,495	3,997
2 人	48,305	33,577	45,336	3,787
3 人	53,137	48,174	52,597	3,012
4 人	17,368	16,356	17,334	2,791
5 人	2,869	2,646	2,863	1,437
6人以上	579	555	579	421
計	172,517	134,075	132,204	15,445

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 2 全職員1人当たり平均扶養親族数は、1.4人である。
 3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、21,797円である。

第5表 公務員の調整手当の支給状況

(平成16年国家公務員給与等実態調査)

調整手当 地域区分 区 分	計	甲 地			乙 地	非支給地
		12 %	10 %	6 %		
人 員 (構 成 比)	人 290,609 (100.0%)	人 64,102 (22.1%)	人 49,579 (17.1%)	人 16,912 (5.8%)	人 37,344 (12.9%)	人 122,672 (42.2%)
平均手当月額	円 23,276	円 45,072	円 37,524	円 29,729	円 18,368	円 6,732

- (注) 1 平均手当月額には、異動保障によるもの、研究員調整手当及び暫定筑波研究学園都市移転手当を含む。
 2 構成比は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない。

第6表 公務員の住居手当の支給状況

(平成16年国家公務員給与等実態調査)

調整手当 地域区分		計	甲	乙	非支給地
			地	地	
区 分		人	人	人	人
受 給 者		63,519	32,924	7,787	22,808
借 家 ・ 借 間	手当月額11,000円 未満の受給者	161	44	13	104
	手当月額11,000円以上 27,000円未満の受給者	9,857	2,505	1,148	6,204
	手当月額27,000円 の受給者	22,831	13,976	2,258	6,597
	小 計	32,849	16,525	3,419	12,905
自宅	〔手当月額2,500円 の受給者〕	30,670	16,399	4,368	9,903
借家・借間居住者のうち 手当受給者1人当たり 平均手当月額		円 25,503	円 26,247	円 25,481	円 24,555

配偶者の居住する借家・借間	受 給 者	手当受給者1人当たり平均手当月額
	人 732	円 12,465

第7表 公務員の通勤手当の支給状況

(平成16年国家公務員給与等実態調査)

区分	調整手当 地域区分	計	甲地	乙地	非支給地
	受給者	人	242,311	117,851	32,089
	交通機関等のみを利用する者	160,610	106,902	22,540	31,168
	交通用具のみを使用する者	70,285	6,682	7,769	55,834
	交通機関等と交通用具を併用する者	11,416	4,267	1,780	5,369
	交通機関等に係る 手当月額(受給者平均)	円 17,287	円 17,399	円 15,453	円 18,165
	交通用具に係る 手当月額(受給者平均)	円 6,661	円 5,156	円 5,344	円 7,111

第8表 公務員の適用俸給表別，級別，号俸別人員

行政職俸給表(一) (他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用)

職務の 級 号 俸	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1	-	-	14		1
2		804	498	67	7
3	358	2,928	1,805	274	172
4	701	3,335	3,723	632	252
5	596	3,214	4,485	1,201	177
6	807	1,861	5,221	2,038	168
7	882	270	4,622	3,012	225
8	426	140	3,734	4,146	456
9	82	34	2,847	3,761	683
10	11	10	1,960	3,599	944
11	5	3	671	3,216	1,533
12			116	3,896	1,794
13			61	2,856	1,802
14			30	2,099	2,113
15			33	1,606	2,597
16		1	16	271	2,377
17			20	173	1,391
18			16	104	841
19			12	75	410
20			12	51	217
21			14	48	229
22			15	56	133
23			10	47	92
24			12	41	80
25			12	29	30
26			13	35	45
27			5	31	
28			8	17	
29			8		
30			6		
31			2		
32			2		
わく外				(366,500) 9 (368,700) 3 (370,900) 1 (373,100) 1 (395,100) 1 (397,300) 2 (401,700) 1 (410,500) 1	(384,200)50 (386,800)13 (389,400) 3 (394,600) 2 (402,400) 1
計	3,868	12,600	30,003	33,400	18,838

- (注) 1 各級内の実線は，当該級の最高号俸の位置を示し，該当人員0の号俸は空欄とした。
 2 「わく外」の()内は，俸給月額(単位：円)を示す。
 3 上記1・2の注は，以下第8表の各表について同じである。

(平成16年国家公務員給与等実態調査)

6	7	8	9	10	11
人	人	人	人	人	人
6	2	2			
12	1	3			
178	42	8			
228	135	58			
197	150	155	2	7	9
139	160	215	11	29	13
132	81	249	110	74	105
202	75	309	138	149	145
429	68	297	183	151	217
926	113	316	179	143	336
926	144	341	157	148	201
1,263	264	339	175	274	199
2,161	407	267	305	360	149
3,248	494	557	618	323	71
3,595	663	784	630		
3,075	891	1,101	409		
2,975	1,208	1,670	255		
2,410	1,381	2,505			
2,205	1,713	2,149			
1,679	1,997	1,848			
1,292	3,137				
1,051					
1,127					
(420,100)594	(430,600)2,992	(454,700)1,564	(491,000)49	(514,700)182	(582,300)18
(423,500)203	(434,100)2,120	(458,300)1,012	(495,100)18	(519,100) 51	(586,900) 2
(426,900) 30	(437,600) 675	(461,900) 271	(499,200)10	(523,500) 6	
(430,300) 1	(441,100) 72	(465,500) 27	(503,300) 1	(527,900) 3	
	(444,600) 3	(469,100) 1	(511,500) 1	(545,500) 1	
	(448,100) 2	(476,300) 2		(558,700) 1	
		(487,100) 1			
30,284	18,990	16,051	3,251	1,902	1,465

適用職員数 170,652人

行政職俸給表(二) (機器の運転操作，庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員に適用)

職務の級 号 俸	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
1	-					
2						
3		2				
4		2				
5		3				
6		18				
7		32				
8		44				
9		48				
10	9	75	3			
11	6	107	12			
12	8	139	30			
13	8	184	71			1
14	11	158	106	1		3
15	12	147	148		3	17
16	17	144	164	8	6	19
17	25	138	191	18	17	9
18	25	125	202	23	35	2
19	37	123	168	33	52	1
20	28	116	157	68	75	
21	17	111	138	69	78	
22	23	104	100	79	81	
23	16	112	83	105	64	
24	16	102	98	95	52	
25	21	97	68	79	67	
26	9	62	44	64	38	
27	9	57	42	60	20	
28	5	47	34	60		
29	2	22	12	41		
30	1	30	20	28		
31	1	21	14	27		
32		15				
33		10				
わく外	(235,600) 1	(279,400) 8 (280,900)10 (282,400) 7 (283,900) 4	(309,500)18 (311,300) 6 (313,100) 1 (314,900) 1	(327,100)13 (329,100) 3	(351,400) 7 (353,600) 3 (355,800) 2	
計	307	2,424	1,931	874	600	52
適用職員数						6,188人

専門行政職俸給表 (植物防疫官, 特許庁の審査官及び審判官, 航空管制官等に適用)

職務の 号 俸 級	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1	-						
2	27	11	1				
3	66	22	1	1			
4	61	44	11	1			
5	46	160	26	1			
6	96	171	79	2			
7	105	230	128	66			
8	134	192	144	28			
9	165	159	210	134			
10	199	111	130	77			1
11	146	95	164	86	4	1	6
12	155	55	322	27	30	1	10
13	87	50	195	36	38	12	7
14	27	11	122	40	35	28	7
15	9	5	127	89	64	29	4
16	4		127	169	45		
17	1		131	168	17		
18			140	166	14		
19			120	159			
20			113	200			
21			136				
22			111				
23							
24							
25							
わく外	(298,800) 1 (301,100) 1		(426,900)94 (430,300)26 (433,700)12 (437,100) 2	(454,700)193 (458,300)174 (461,900) 47 (465,500) 6 (472,700) 1	(491,000)17 (495,100)18 (499,200)20 (503,300)30 (507,400) 7	(514,700)38 (519,100)40 (523,500)30 (527,900) 1	(582,300) 2
計	1,330	1,316	2,672	1,871	339	180	37

適用職員数 7,745人

税務職俸給表

(国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員に適用)

職務の 級 号 俸	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1	-	-			
2		336	8		
3		792	175	2	2
4	194	545	550	8	3
5	216	617	863	581	6
6	280	428	1,312	1,138	99
7	9	162	1,533	1,457	663
8		70	1,175	1,099	1,407
9		6	169	238	1,292
10		1	27	20	1,066
11			4	7	562
12			5	1	115
13				1	13
14				2	5
15			1		6
16			2		5
17					2
18				1	1
19					2
20					
21					1
22				1	
23					
24					
わく外				(374,600) 1	(397,100) 1 (399,500) 2 (401,900) 1
計	699	2,957	5,824	4,557	5,254

6	7	8	9	10	11
人	人	人	人	人	人
3	1				
2					
6	2				
8	1	9			
227	5	2			
571	3	1	2	2	
1,052	31	6		3	
1,693	428	7	8		54
1,542	591	11	10	8	33
1,484	853	70		13	6
799	1,220	262		5	3
563	1,324	544	3	78	4
414	1,361	580	16		
187	1,060	746	164		
82	1,015	1,141	225		
21	1,176	1,272			
11	876	1,089			
4	663	1,556			
3	603				
	(467,300)530	(488,600)2,189	(502,500)542	(523,700)298	(582,300) 2
	(470,800)211	(492,200)1,290	(506,400)576	(527,900) 79	(586,900) 3
	(474,300) 31	(495,800) 354	(510,300)160	(532,100) 29	
		(499,400) 4	(514,200) 2		
8,672	11,985	11,133	1,708	515	105

適用職員数	53,409人
-------	---------

公安職俸給表(一) (警察官, 皇宮護衛官, 入国警備官及び刑務所等に勤務する職員に適用)

職務の 級 号 俸	1	2	特2	3	4	5
	人	人	人	人	人	人
1	-	-	-	-		
2	1					5
3	52			4	16	3
4	62	2	4	9	18	3
5	109	3	5	33	11	8
6	123	4	6	33	16	13
7	365	34	36	28	28	9
8	528	54	40	31	19	32
9	440	44	63	22	27	26
10	378	40	66	37	25	25
11	327	35	91	36	17	27
12	303	40	73	41	26	31
13	327	132	78	41	31	35
14	298	142	60	53	40	33
15	194	148	40	23	34	31
16	151	136	41	34	48	53
17	115	199	37	33	53	52
18	92	196	42	56	40	62
19	43	234	37	54	55	91
20	10	325	56	53	37	65
21	3	333	55	52	57	41
22	4	360	61	42	53	26
23	4	398	64	63	46	25
24	1	362	99	57	58	29
25		235	148	49	66	35
26		201	193	124	58	73
27		119	255	140	59	
28		67	251	243	61	
29		42	235	323	59	
30		31	177	332	73	
31		12	159	364		
32		8	143	325		
33		7	91	286		
34		6	55	199		
35		1	58	167		
36		3	36			
37			25			
わく外		(388,500) 2 (391,000) 1 (393,500) 1		(418,500)136 (421,200) 62 (423,900) 19	(429,500)83 (432,300)15 (435,100) 1	(435,700)95 (438,700)82 (441,700)49 (444,700)19
計	3,930	3,957	2,880	3,604	1,230	1,078

6	7	8	9	10	11
人	人	人	人	人	人
5					
10	17				
3	9				
6	13	9			
3	3	2		1	
8	3	9	1		
9	3	11	3	2	2
21	11	5	4	18	8
16	15	14	16	18	23
33	30	8	26	10	36
21	33	15	1	2	21
27	22	23		5	20
49	34	33	3	22	7
84	19	35	6		
81	19	59	19		
77	28	60	29		
68	33	57			
59	32	54			
61	41	55			
73	75				
66					
74					
(458,800)34	(467,300)93	(488,600)64	(502,500)35	(523,700)41	(582,300) 2
(462,200)15	(470,800)90	(492,200)30	(506,400)35	(527,900)78	
(465,600) 2	(474,300)57	(495,800)28	(510,300)31	(532,100)85	
	(477,800)17	(499,400)16	(514,200)38	(536,300)66	
	(481,300)11	(503,000) 2	(518,100)21	(540,500)30	
	(484,800) 2	(506,600) 1	(522,000)15	(544,700)11	
			(525,900) 3	(548,900) 2	
905	710	590	286	391	119

適用職員数	19,680人
-------	---------

公安職俸給表(二) (検察庁，公安調査庁，少年院，海上保安庁等に勤務する職員に適用)

職務の 級 号 俸	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1	-	-			
2		129	41	1	
3	52	370	252	3	1
4	74	438	372	6	4
5	74	445	553	42	2
6	83	209	640	272	11
7	77	125	669	383	15
8	48	64	602	446	34
9	26	27	336	485	183
10	8	7	207	384	288
11	3	1	180	287	438
12			136	282	346
13			131	264	275
14			114	240	242
15			119	234	258
16			67	177	244
17			58	172	266
18			65	129	238
19			54	112	200
20			32	58	123
21			38	47	82
22			49	35	77
23			29	15	
24			25	8	
25			13		
26			7		
わく外		(282,900) 1	(339,600) 1	(383,300) 7 (385,300) 1 (387,300) 1	(409,100)57 (411,500)12 (413,900)17
計	445	1,816	4,790	4,091	3,413

6	7	8	9	10	11
人	人	人	人	人	人
	1	1			
3	1				
5	2				
7	3				
32	9				
32	8	7			
57	18	2	2	1	14
91	39	10	6	1	18
176	34	39	22	1	15
251	11	57	28	14	4
308	27	53	37	86	1
444	35	30	39		
405	70	63	46		
395	87	107	114		
370	140	142			
349	168	197			
317	160	235			
282	267				
250					
253					
(458,800)124	(467,300)196	(488,600)182	(502,500)140	(523,700)79	
(462,200) 33	(470,800)115	(492,200)117	(506,400)112	(527,900)40	
(465,600) 4	(474,300) 49	(495,800) 50	(510,300) 34	(532,100)24	
	(477,800) 5	(499,400) 4		(536,300) 4	
				(540,500) 1	
4,188	1,445	1,296	580	251	52

適用職員数	22,367人
-------	---------

海事職俸給表(一) (遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶に乗り組む船長，航海士，機関長，
機関士等に適用)

職務の級 号 俸	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1	-	-					
2							
3		3					
4		2					
5		1					
6	1						
7	1	3	3				
8		4	1				
9		5	4	1			
10		4	2	1			
11		1	5	4			1
12		5	9	4		1	2
13		3	5	10		2	
14		2	3	8	2	3	
15		2	6	10	1	2	
16		2	8	7	7	2	
17		2	4	3	3	4	
18		3	5	4	4		
19			6	3	2		
20			4	5	7		
21			1	2			
22				2			
23			1				
24				1			
25							
26							
27							
わく外			(425,600) 1	(480,300) 1 (483,800) 1			
計	2	42	68	67	26	14	3

適用職員数 222人

海事職俸給表(二) (船舶に乗り組む職員で海事職俸給表(一)の適用を受けないものに適用)

職務の 級 号 俸	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
1	-	-				
2						
3						
4						
5		3				
6		1				
7		5				
8		3				
9	5	3				
10	8	9	1			
11	4	13	1			
12	2	8	2	1		1
13	1	8	7	2		2
14		7	3	1		2
15		6	8	7	4	2
16		10	7	4	2	
17		14	4	5	2	
18		6	6	3		
19		15	5	4	5	
20		5	4	6	9	
21		2	3	2	8	
22		3	4	9	7	
23		5	4	4	16	
24		2	5	7	6	
25		1	5	3	3	
26			3	3	6	
27		1	3	8	1	
28			4	10		
29			2	7		
30						
31			3			
わく外		(309,200) 1	(345,900) 2 (347,700) 2	(361,000) 7 (363,200) 4	(390,400) 2	
計	20	131	88	97	71	7
適用職員数						414人

教育職俸給表(一) (大学及びこれに準ずる学校に勤務する教授，助教授，講師，助手等に適用)

職務の 級 号 俸	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1	-	-			
2					
3					
4					
5			1		
6		1	1		
7		1	2	1	
8		1	3		1
9		3			1
10			3	1	
11		6	1	2	4
12			4	3	2
13		1	3		2
14		2			3
15		1	3	4	7
16		1	2	1	2
17		1	1	4	1
18			1	1	4
19			1	4	2
20			1	1	4
21			2	6	2
22				1	4
23				2	5
24				3	
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
わく外					(599,400) 1
計	0	18	29	34	45

適用職員数 126人

教育職俸給表(四) (高等専門学校及びこれに準ずる学校に勤務する校長，教授，助教授，講師，助手等に適用)

職務の 号 俸 級	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1	-				
2					
3					
4					
5		3			
6		1			
7		6			
8		3			
9		4			
10		2			
11		5			
12		5			
13		4			
14		3			
15		3			
16		6			
17		5			
18					
19		4			
20		7			
21		4			
22		6			
23		5			
24		4			
25		3			
26		7			
27					
28		7			
29		7			
30		4			
31		7			
32		3			
33					
34					
35					
36					
37					
わく外		(469,200) 2 (475,400) 1			
計	0	121	0	0	0

適用職員数 121人

研究職俸給表 (試験所, 研究所等に勤務し, 試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用)

職務の 級 号 俸	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1	-	-			
2					
3		1			
4		2			
5		1	2		
6		5	6	1	1
7		12	19		
8	2	11	56		
9	2	20	51	8	1
10	2	28	74	19	9
11	3	35	56	32	19
12	5	43	60	40	27
13	1	39	50	48	39
14		36	29	53	48
15		37	25	38	47
16	1	35	11	32	56
17	1	12	16	15	43
18		18	3	18	38
19		13	9	8	39
20		8	7	11	36
21		10	4	7	32
22		2	5	9	29
23		4	1	8	16
24		1	1		
25		2	1		
26		3			
27		2			
28		3			
29		6			
30					
31					
32					
わく外		(372,800) 4 (375,500) 1 (378,200) 3 (380,900) 1 (386,300) 2		(490,800) 4 (494,600) 2	(581,900) 9 (585,900) 1 (589,900) 1
計	17	400	486	353	491
				適用職員数	1,747人

医療職俸給表(一) (病院, 療養所, 診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

号 俸	職務の 級	1	2	3	4
		人	人	人	人
1		-			
2		1			
3					
4		7			
5		4	3		
6		16	3		
7		31	2		
8		27	30		
9		31	47		
10		44	76	4	
11		41	93	6	
12		51	60	6	1
13		19	63	10	2
14		23	48	24	6
15		14	41	34	3
16		7	25	27	6
17		1	26	25	17
18			14	30	17
19			18	25	22
20			7	19	18
21			7	9	
22			6	15	
23			12	9	
24			8	11	
		(420,200) 1	(517,500)11	(573,900) 8	(606,900)15
			(520,900) 2	(578,000) 4	(611,500) 8
			(524,300) 2	(582,100) 2	(616,100) 4
			(527,700) 1	(610,800) 1	
			(541,300) 1		
計		318	606	269	119

適用職員数 1,312人

医療職俸給表(二) (病院, 療養所, 診療所等に勤務する薬剤師, 栄養士等に適用)

職務の級 号 俸	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1	-	-						
2		3	1					
3		11	1					
4		10	2					
5		14	3					
6	1	15	5					
7	6	17	3					
8	5	22	5					
9	7	17	7					
10	4	25	3					
11	4	20	8	3			1	1
12	1	32	11	1				1
13	3	23	19	3	1			1
14	2	24	20	2	1			
15	1	23	7	4	2	4	1	3
16		21	22	7	6	1		
17	1	27	14	11	6	3		
18		18	20	12	6	2		
19	1	18	12	13	13	7		
20		10	16	17	3	4		
21		17	6	26	8			
22		8	6	13	2			
23		7	17	13	4			
24			8	10				
25		2	6	5				
26		7	6	8				
27		8	4	7				
28		2	1					
29			4					
30			1					
		(304,500) 2	(369,500) 3	(388,100) 19	(426,300) 2	(454,700) 2	(497,300) 1	
		(306,200) 1	(371,700) 3	(390,700) 6	(429,700) 3			
わく外		(309,600) 1	(373,900) 1	(393,300) 4				
		(311,300) 2						
計	36	407	245	184	57	23	3	6
							適用職員数	961人

医療職俸給表(三) (病院, 療養所, 診療所等に勤務する保健師, 助産師, 看護師, 准看護師等に適用)

職務の級 号 俸	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1	-	-					
2		4					
3		29	1				
4		176	7				
5		291	15				
6	1	276	11				
7	1	252	17				
8		192	21				
9	1	220	26				
10	3	177	24				
11	1	133	27				
12	1	140	30				
13	1	111	31	2			
14	2	92	22	1			
15	5	95	26				
16	9	88	22	7		1	1
17	6	94	22	8			1
18	6	83	17	4	1	3	
19	3	84	10	9	6	1	2
20	3	60	9	11	3		
21	6	62	21	5	1		
22	13	58	16	7	3	1	
23	9	57	14	17	4		
24	12	51	19	11	1		
25	11	52	20	13			
26	19	45	20	13			
27	27	36	17	12			
28	23	37	11	14			
29	15	40	11				
30	18	29	11				
31	13	31	20				
32	18	31					
33	23	25					
34	15	21					
35	17	21					
36	18	16					
37	17	17					
38	21	15					
39	14						
40	7						
41	13						
わく外	(322,000)20 (323,800)13 (325,600) 6 (327,400) 1	(370,700)17 (372,900)11 (375,100) 6	(397,800)11 (400,100) 3 (402,400) 1	(409,900)24 (412,300)10 (414,700)10 (417,100) 2	(430,300) 5 (432,800) 2 (435,300) 3		(512,200) 2
計	412	3,275	533	180	29	6	6

適用職員数 4,441人

福祉職俸給表 (身体障害者更生援護施設，児童福祉施設等に勤務し，入所者の指導，保育，介護等の業務に従事する職員に適用)

職務の級 号 俸	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
1						
2		1				
3		4				
4						
5		7				
6	3	5				
7	10	5				
8	7	5	1			
9	13	7	1	1		
10	10	3	3			
11	8	5	2	1		
12	4	5	6	3		
13	3	4	3	9		
14	2	1	2	1		
15	1	5	5	7		
16	1	5	1	5	1	
17		3		5	2	1
18		4	1	3	2	
19		2	1	5	6	
20		2		2		
21		1	1	2	1	
22				3		
23				2		
24		2		9		
25	1					
26						
27	2	1				
28	1					
29						
30	2					
31						
32						
33	1					
34						
35						
36						
37						
38						
39						
わく外				(430,600) 9 (434,100) 1 (437,600) 3 (441,100) 1	(454,700) 4	
計	69	77	27	72	16	1

適用職員数 262人

指定職俸給表（事務次官，外局の長，大学の学長，本省の局長，規模の大きい試験所，研究所，病院又は療養所の長等の官職を占める職員に適用）

号	俸	人	員
			人
1			
2			
3			
4			7
5			209
6			335
7			134
8			64
9			20
10			19
11			17
12			

適用職員数 805人

特定任期付職員俸給表（高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用）

号	俸	人	員
			人
1			14
2			24
3			23
4			28
5			15
6			2
7			3
(1,045,000)			1
(1,177,000)			2
(1,309,000)			1

適用職員数 113人

第一号任期付研究員俸給表（招へいされて高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事する職員に適用）

号	俸	人	員
			人
1			3
2			4
3			4
4			
5			
6			

適用職員数 11人

第二号任期付研究員俸給表（先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事する職員に適用）

号	俸	人	員
			人
1			20
2			11
3			2

適用職員数 33人

第9表 再任用職員の適用俸給表別，級別人員

(平成16年国家公務員給与等実態調査)

1 フルタイム勤務職員

俸給表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職俸給表(一)	211		1	-	121	35	49	5		
行政職俸給表(二)	46		28	-	18					
専門行政職俸給表	7	1	6	-						
税務職俸給表	9			-			9			
公安職俸給表(一)	29			5	11		4	6	2	1
公安職俸給表(二)	19			-	4	1	5	7	2	
海事職俸給表(二)	6		6	-						
医療職俸給表(二)	3	1	2	-						
医療職俸給表(三)	1		1	-						
俸給表計	331									

(注) 該当人員0の級は空欄とした。(下表について同じ。)

2 短時間勤務職員

俸給表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職俸給表(一)	87			-	19	20	48			
行政職俸給表(二)	24			-	24					
専門行政職俸給表	4		4	-						
税務職俸給表	49			-			49			
俸給表計	164									